

<目次>

- 「震災に関する消費生活情報」国民生活センターホームページにリンク
- 消費者庁 生活関連物資の買いだめに関する意見交換会 報告
- 東京都福祉保健局と消費者機構日本が相互連携及び協力に関する協定を締結
- 三井ホームエステート差止請求訴訟 第5回期日のご案内
- 集団的消費者被害救済制度シンポジウム (3/10) が盛会裏に開催!

「震災に関する消費生活情報」国民生活センターホームページにリンク

このたびの東日本大震災ならびに福島第一原発事故の被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

このような緊急時には、これまでも悪質商法が横行していることから、国民生活センターでは、注意喚起のために「震災に関する消費生活情報」のコーナーをホームページに設けています。このコーナーでは、注意喚起に加えて中央省庁等の地震関連情報リンク集も掲示してあります。

しばらくの間、国民生活センターホームページの「震災に関する消費生活情報」に、消費者機構日本のホームページのトップからリンクを貼るよういたしましたので、ご報告いたします。

**買いだめ等行わず落ち着いた消費行動を
～消費者庁 生活関連物資の買いだめに関する意見交換会 報告～**

3月17日、消費者庁は、急遽「生活関連物資の買いだめに関する意見交換会」を開催。政府からは、蓮舫大臣、福島消費者庁長官をはじめ、関係省庁の担当官が参加、10の消費者団体<(財)日本消費者協会、(社)全国消費生活相談員協会、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、主婦連合会、全国消費者行政ウォッチネット、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、消費者機構日本、日本消費者連盟、日本生協連>との意見交換が行われました。

会議の趣旨は、首都圏での買いだめについて、被災地支援の支障にもなりかねないので、消費者が自重するよう、消費者団体としても協力してほしいということが主眼でした。

参加した消費者団体からは、首都圏の買いだめの防止の件に協力することはもちろんですが、それに限らず、被災地への支援強化についてもそれぞれ要望がありました。

消費者機構日本からは、会員団体の青森県消費者協会にヒアリングした青森市の状況を紹介。ガソリンが決定的に不足しているため生活必需品の輸送ができず食料品等も逼迫しており、青森港油槽所を活用してのガソリンの供給などを要請しました。また、首都圏での買いだめ対策については、製油所や生活必需品工場が、地震の被害から立ち直りつつあるので、それらの情報を具体的に分かりやすく伝えることが効果的ではないかとの意見を述べました。

政府からは、全体として生活必需品の生産量は不足しておらず、買いだめが店頭の商品切れを招きそれが次の買いだめにつながる悪循環となっていることが指摘されました。また**石油製品については製油所の復旧や増産に勤めており、近々ガソリン等の不足も解消される見通しであることが紹介され、買いだめをせず落ち着いた対応をするよう広く知らせてほしいと要望がありました。**

～ 有料老人ホーム等の不当な契約等による被害の防止に向けて ～

東京都福祉保健局と消費者機構日本は、 相互連携及び協力に関する協定を締結しました！！

有料老人ホームとの不当な契約等による利用者被害の防止を図るため、東京都福祉保健局と消費者機構日本では、相互連携について協議を重ねてきました。

この度、その協議が整い、東京都福祉保険局と当機構は、2011年3月8日、東京都第1本庁舎において、「相互連携及び協力に関する協定」を締結しました。

適格消費者団体と事業者指導の権限がある行政部署が協定を締結し、消費者被害の防止に向けて共に行動を起すのは、初めての試みです。

「相互連携及び協力に関する協定」の締結式は、東京都の杉村栄一福祉保健局長と当機構の青山侑会長が出席して行われ、互いに協定書を取り交わしました。

本締結式終了後に実施した報道関係者を対象とした懇談は、東京都福祉保険局と当機構の実務責任者が対応し、双方の業務・活動内容を紹介した後、「相互連携及び協力に関する協定」の趣旨説明等を行いました。

「相互連携及び協力に関する協定」の締結により、今後、東京都福祉保健局からは当機構に対して、「有料老人ホームの入居契約書、重要事項説明書、入居案内等の契約に関する基本情報」が提供されることとなりました。また、今後、開催する東京都福祉保健局と当機構の連携会議においては、「有料老人ホームの契約トラブル事例の検討と専門的な見地からの意見交換」、「有料老人ホームの契約等に関する課題の抽出と改善案の検討」等を行う予定でいます。

また、連携会議の検討結果によっては、東京都福祉保健局は、将来的に「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正を行うことを考えています。当機構は有料老人ホームの運営事業者の不当行為（不当な契約事項の使用、不当な勧誘行為、不当な広告表示）に対し、差止請求訴訟を提起することもことあり得ます。



～協定書を取り交わす東京都の杉村福祉保健局長と当機構の青山会長～

今後、事業者指導を行う東京都福祉保健局と消費者被害拡大防止のための差止請求の権能を持つ当機構が連携・協力することで、有料老人ホームの不当な契約等による消費者被害の防止を図っていきたいと思います。

井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟 第5回期日・説明会のご案内

当機構は2010年9月6日、三井ホームエステート(株)に対して差止請求訴訟を提起しました。

第5回期日が下記日時・場所で開催されます。本裁判に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも傍聴をお願い申し上げます。また、裁判終了後には、当方の代理人弁護士から裁判内容に関する説明会を開催します。

当日の傍聴・説明会の出席者数について、事前に人数を確認したいと思います。出席希望の方は「①所属②お名前③電話・メールアドレス」を事務局宛(メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077)に、4月25日(月)までにご連絡ください。

<第5回期日>

日 時：2011年4月28日(木) 午後4時30分～

場 所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷(※)

※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎(法務省合同庁舎C棟)6階

<説明会>

日 時：2011年4月28日(木) 第5回期日終了後(午後5時ごろから)

場 所：未 定(※)

※東京弁護士会の会議室の予定です。会場が決まり次第、傍聴及び説明会への出席のご連絡をいただいた皆様に連絡します。

集团的消費者被害救済制度シンポジウム（3/10）が盛会裏に開催！

集团的消費者被害救済制度の早期実現を求める消費者シンポジウムが、3月10日午後（13：30～16：00）、主婦会館プラザエフにて、総勢129名の参加を得て盛会裏に開催されました。シンポジウムの主催団体は、全国消費者団体連絡会・さいたま消費者被害をなくす会・主婦連合会・消費者機構日本・（社）全国消費生活相談員協会・（財）日本消費者協会・（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会・日本生活協同組合連合会の8つの消費者団体です。

このシンポジウムには、消費者（団体）の皆さん、生協の皆さん、弁護士や司法書士、消費生活相談員などの皆さん、行政や事業者、報道関係者の皆さんなど、各方面の多彩な方々のご参加をいただきました。

まず、シンポジウムは「集团的消費者被害救済制度って…！？」と題する映像とナレーションで幕開けし、主催者を代表して全国消団連：阿南事務局長が力強く開会挨拶、コープとうきょう組合員の皆さんによる消費者被害をとりあげた寸劇、「消費者笑百科」の熱演によって和やかにはじまりました。

そして、消費者庁企画課の加納企画官から、集团的消費者被害救済制度の概要と現在の消費者庁・消費者委員会における検討状況をご報告いただき、消費者団体訴訟制度を実現させた時のように、「消費者の皆さんと一緒により良い制度実現に努めたい」との決意表明をいただきました。

また、主婦連合会参与の清水鳩子さんからは、「『ヤミ協定・灯油裁判』～消費者の権利擁護のために～」と題する特別報告をいただきました。約40年前、主婦連合会と2つの生協が、灯油価格のヤミ協定による少額多数の消費者被害の回復のために裁判にたちあがり、たいへんな御苦労の中で闘いつづけられたことを気持ちをこめてご報告いただき、「消費者の権利を定着させるのは消費者」自身だというメッセージに参加者一同深く感銘を受けました。

メイン企画であるパネル・ディスカッションは、消費者機構日本：青山 侖会長（明治大学公共政策大学院教授）がコーディネーターとなり、野々山宏弁護士と現役の消費生活相談員でもある丹野美絵子さん（全相協）、唯根妙子さん（NACS）をパネリストにして進められました。最初に、実際の相談現場で「あのとき消費者被害救済制度があったら…」という消費者トラブル事例を唯根さん、丹野さんからご紹介いただき、それぞれについて「制度」があればこのように被害回復・救済ができるはずとの制度活用イメージを野々山弁護士が解説されました。次に、この制度を活かせるようにするには何が必要かについて、消費者委員会「専門調査会」の議論内容を野々山弁護士が紹介、消費者として考える「制度」のあるべき姿について唯根さん、丹野さんがこもごも語られ、その上で、制度を活用する為の消費者団体の力量アップはどうすべきか、どのような行政による消費者団体支援策が必要かについて論議が展開されました。会場からも討論参加があり、内容の濃い充実したパネル・ディスカッションとなりました。

最後に、日本生協連の芳賀専務（消費者機構日本理事長）が閉会挨拶を行い、これから消費者として何をなすべきかを提起いただき、3.10 消費者シンポジウムは、消費者自身による制度実現に向けた運動のキックオフの場となりました。